

鴻巣市における
コウノトリの生息域外保全実施計画



令和3年4月

鴻 巣 市

目次

はじめに.....	1
1. 事業の対象種.....	2
2. 実施主体.....	2
3. 目的.....	3
(1) 鴻巣市における生息域外保全の目指すもの.....	3
(2) 目標.....	3
4. 実施場所・施設の概要.....	5
(1) 実施場所・施設の名称・位置.....	5
(2) 施設整備に係る基本的事項.....	5
(3) 施設整備計画.....	6
(4) 実施体制.....	10
5. 生息域外保全に係る本市の考え方.....	11
6. 普及啓発.....	11
7. 科学的知見の集積.....	11
8. 実施行程.....	12

はじめに

鴻巣市は、首都圏 50 km という東京への通勤圏としての利便性を備える一方で、荒川や元荒川・見沼代用水などの恵まれた水利を活かした田園地帯が広がり、水と緑に恵まれた自然環境を誇ります。このような豊かな自然環境を、未来へと引き継いでいくために、市名の由来の 1 つといわれ、市民にとってなじみの深い「コウノトリ」を自然と共存する持続可能なまちづくりのシンボルとし、「人にも生きものにもやさしい コウノトリの里 こうのす」の実現を目指し、取組を進めてきました。

更に、鴻巣市長が代表理事を務め、関東の 29 市町が参加する「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」（以下、「関東自治体フォーラム」という。）、国が中心となって推進する「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」をはじめとする、コウノトリをシンボルに掲げる団体による広域的な連携が図られる等、かつて、コウノトリの主要な分布域であったとされる関東の各地において、環境にやさしい魅力あるまちづくりが進められています。

鴻巣市によるコウノトリの域外保全は、絶滅危惧種であり国の特別天然記念物でもある本種の保護・増殖を促すもので、関東地域における野外個体群の復元に貢献するものです。さらに、本市の域外保全を通じて、コウノトリをシンボルとして自然環境づくりを進める各地域の民間団体や、関東自治体フォーラムをはじめとした広域連携等による取組の更なる推進、連携の強化につながることが期待されます。

この度、先例である野田市とともに関東地域におけるコウノトリの保護・増殖を先導する役割を果たしていくため、コウノトリの保全に取り組む機関・施設で構成される「コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル（IPPM-OWS）」による検討をいただき、「鴻巣市におけるコウノトリの生息域外保全実施計画（案）」の策定を行いました。

鴻巣市

1. 事業の対象種

□標準和名：ニホンコウノトリ (Oriental Stork, Japanese White Stork, Oriental White Stork)

□学名： *Ciconia boyciana* (Swinhoe, 1873)

□分類：コウノトリ目・コウノトリ科・コウノトリ属

□保護上の位置づけ

- ・ IUCN レッドリスト 絶滅危惧 I B 類 (EN)
- ・ 環境省版レッドリスト 絶滅危惧 I A 類 (CR)
- ・ 文化財保護法 特別天然記念物 (1956 年指定)
- ・ 種の保存法 国内希少野生動物種 (1993 年指定)
- ・ CITES (絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)
付属書 I 掲載種 (絶滅のおそれのある種で取引により影響を受ける種)

2. 実施主体

埼玉県鴻巣市

(※担当：環境経済部環境課)

3. 目的

(1) 鴻巣市における生息域外保全の目指すもの

鴻巣市におけるコウノトリの生息域外保全は、生息域内個体群の保険個体群とも位置付けられる、飼育下個体の遺伝的多様性とその個体数の維持や、他の域外保全施設と連携しての分散飼育による鳥インフルエンザ等の感染症に対する危険回避等に貢献することで、絶滅危惧種であり国の特別天然記念物でもある本種の保護・増殖に寄与することを目的とする。

また、コウノトリをシンボルとした自然環境づくりを推進することにより、本市の生息域外保全によるコウノトリの飼育・繁殖を将来的な放鳥の実現につなげることで、日本各地で進められているコウノトリの放鳥による生息域内保全、とりわけ関東地域における野外個体群の復元への貢献を目指していく。

(2) 目標

令和3年度（飼育開始年度）より、以下の目標のもと、コウノトリの生息域外保全の推進を図るものとする。

取組の推進においては、目標の達成状況、関東地域におけるコウノトリを取り巻く状況なども鑑みながら、定期的な見直しを行う。なお、本市が進めるコウノトリの生息域外保全は、IPPM-OWS等、専門家の助言を受けながら進めていくものとする。

このほか、コウノトリの生息域外保全を通じ、環境教育を推進するとともに、自然環境づくりを持続するための地域振興等につなげていく。また、本市におけるコウノトリの生息に象徴される生物多様性を育む豊かな自然環境づくりが関東各地の取組と連携し、もって広域的なエコロジカル・ネットワークの保全・再生に寄与していくものとする。

初期目標【～5年】

- ・令和3年度に1つがい（2羽）の飼育を開始し、期間内に繁殖を成功し、飼育技術の習得を図る。
- ・飼育・繁殖等を一般公開することにより、コウノトリと共生する地域づくりを市内外へ広く啓発する。
- ・コウノトリの採餌環境ポテンシャルの把握や、ふゆみずたんぼ等の放鳥を視野に入れた自然環境づくりを推進するとともに、河川を中心とした自然環境づくりの推進を国等へ働きかけていく。
- ・荒川流域エコネット地域づくり推進協議会を牽引することで、広域連携の促進を図る。

中期【～１０年】

- ・飼育を継続し、域外保全に貢献するとともに、放鳥等の状況を鑑み、さらなる繁殖も検討する。
- ・コウノトリの定着を図るため、荒川流域における自然環境づくりを国、埼玉県、他市町やＮＰＯ法人等、多様な主体の連携のもと推進する。

長期・将来展望【１０年～】

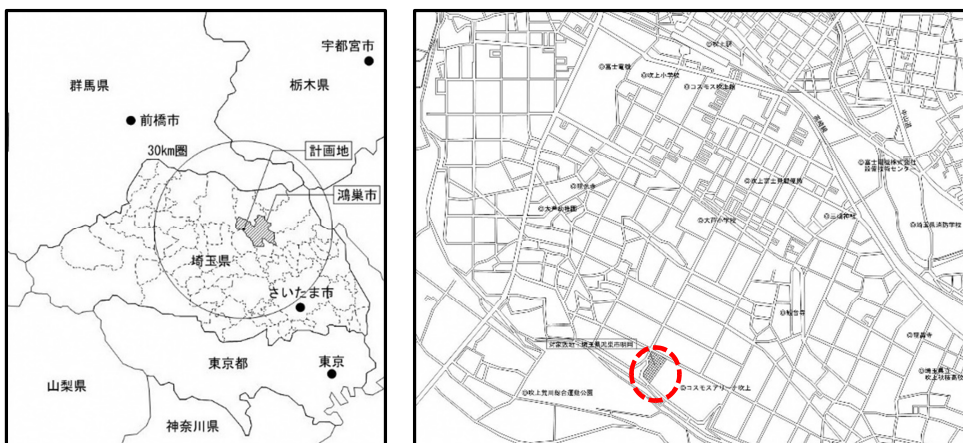
- ・飼育・繁殖を継続し、域外保全に貢献する。
- ・関東地域にコウノトリが定着、個体群が形成されている。
- ・関東地域においてコウノトリの生息を支えるエコロジカル・ネットワークが保全・再生されている。

※本計画は域外保全に関する計画のため、野生復帰に関する具体的な取組については、本計画とは別に検討を行う。

(1) 実施場所・施設の名称・位置

■施設の名称：鴻巣市コウノトリ野生復帰センター

■施設の位置（下図参照）



鴻巣市におけるコウノトリの生息域外保全の目的を果たしていくため、1つがい（2羽）の飼育、複数回以上の繁殖を見込み、最大6羽程度を収納可能な施設規模として整備する。

さらに、コウノトリの生息域外保全を通じた環境教育、自然環境づくりを持続するための地域振興等を推進していくため、それらの推進の発信地となり、多くの人が集うような魅力的な施設、管理運営体制づくりを行う。

なお、施設整備については、飼育個体の非意図的な脱出・分散、飼育個体間の交雑や病原体の感染等が発生しないような予防措置を講じるものとする。

配置図



[illegible]

	施設名	施設の機能・配慮事項
ケ ー ジ	ケージ１・２	・ペア飼育（繁殖）ケージとし、来館者へ公開する。 ・ケージの高さは、３～４ｍ程度とする。 ・ケージの上部を覆う材質及び網目は、ケガ防止に留意する。 ・ケージ１、２間に可動式の仕切りネットを設置し、つがいの一時的な隔離等に対応できるようにする。 ・餌用、水浴び用の水場を設置する。 ・産卵やヒナの状況を把握するため、カメラによる記録ができるように巣台を設置する。 ・ケージ内の様子を監視・記録できるよう、ケージ内にカメラを設置し、特に、営巣時や抱卵時の記録を確認できるようにする。 ・将来的なソフトリリースが可能となるよう、天井上部を開閉式とする。
	小ケージ	・鳥インフルエンザ発生時、大雪の際の緊急避難、つがいの一時的な隔離、親子分け等に使用する。 ・個体間の争いや近親婚の防止のため、可動式の仕切りネットを設置し、３部屋に分割できるようにする。 ・鳥インフルエンザ発生時には、上部をシート等で覆う等、鳥の糞の落下を防止する。 ・原則非公開とする。
	前室兼追い込みスペース （２室）	・個体の捕獲時や、ケージ間の移動の際に使用する。 ・捕獲を伴わずに、ケージ１・２から、各小ケージへの移動ができるようにする。 ・脱走防止のためのセカンドキャッチ（二重扉構造）として活用する。 ・飼育・管理業務のための出入り口として使用する。

飼育管理棟	観察・展示スペース	・コウノトリの飼育・繁殖の様子の公開を通じ、コウノトリと共生する地域づくりの啓発を行う。 ・観察スペースとケージとの間は、ガラスで隔てる方式とし、衝突事故防止等に留意する。 ・コウノトリの生態やコウノトリと共生する地域づくりの啓発を展示スペースで行う。
	調理室	・餌の保管を行う冷蔵・冷凍庫及び流し台を設置する。 ・衛生面や管理の容易さを考慮し、床面は湿式とする。
	隔離室（入院室）	・健康状態に異常がある個体の経過観察、検疫室として使用する。
	その他	・ふ卵・検卵スペースを設け、遮光可能な構造とする。 ・診察スペースを設ける。 ・事務室、倉庫等を設ける。 ・衛生面や飼育作業の観点から、更衣室、シャワー室等を設置する。
その他	外周柵	・害獣対策として、電気柵の設置や、地面からの侵入を防ぐための対策を講じる。

（４）実施体制

施設の維持管理だけでなく、来訪者へのレクチャー・案内をはじめとする普及啓発活動等を含め、施設の役割を十分に発揮できる体制をつくる。特に、絶滅危惧種であり国の特別天然記念物でもあるコウノトリの飼育・繁殖を行うに足る知見を有する団体への委託により実施する。なお、コウノトリの生息域外保全の実施にあたっては、ＩＰＰＭ－ＯＷＳ等、専門家の助言を仰ぎ進めていく。

●飼育・管理体制

飼育施設は、１年（３６５日）を通じて、１日当たり最低２名の常勤体制を原則とし、定期的に全員による情報共有の場を持つようにする。

●業務内容

- ・コウノトリの飼育・繁殖管理（給餌、捕獲、施設清掃等）
- ・普及啓発の実施
- ・各種知見の収集及び活用（データの蓄積、マニュアル作成等）

●飼育技術の習得について

ＩＰＰＭ－ＯＷＳ加盟施設の指導を仰ぎ、飼育技術を習得する。また、飼育開始後も必要に応じて研修等に参加し、知識、技術の習得を図る。習得した知識・技術は、全職員が共有できる体制をつくる。

●獣医診療体制

日常の健康管理、感染症予防対策措置のため、（公財）埼玉県公園緑地協会こども動物自然公園管理事務所をはじめとする、ＩＰＰＭ－ＯＷＳ加盟施設等と連携する体制をつくり、鳥類の診療技術のある獣医師を確保する。

●緊急時の体制

ケガや疾病の治療のほか、施設設備の突発的な事象に備え、あらかじめ、関係機関との連絡体制を築き、緊急時の連絡網と対応マニュアルを作成する。また、先行事例を有する施設に相談できる協力体制をつくる。

●鳥インフルエンザ対策

ＩＰＰＭ－ＯＷＳ加盟施設の対応内容について情報を集め鳥インフルエンザに対応できる施設整備を進める。「動物園等による飼養鳥に関する鳥インフルエンザへの対応指針」（環境省）に沿って、対応マニュアルを作成し、発生時の対応、人員体制等について整理する。発生時に備え、日ごろから訓練を行うとともに、発生時

には、マニュアルに従い迅速に対応する。

●各種法的手続き

・文化財保護法

コウノトリは文化財保護法により特別天然記念物に指定されていることから、飼育方法の変更、生態や有精卵の施設間の移動、野外への放鳥等を行う際には文化庁長官に現状変更の許可申請を行う。

・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

コウノトリは国内希少野生動物種に指定されていることから、個体（卵や剥製を含む）の譲渡し・譲受け等を行う際には、環境大臣に協議または許可申請もしくは届出を行う。

・動物の愛護及び管理に関する法律等

動物取扱業者の登録又は届出を行うとともに、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を遵守する。

「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）を遵守し、動物福祉に配慮できる施設整備を行う。

5. 生息域外保全に係る本市の考え方

個体の確保・飼育・繁殖・個体の取扱い等、生息域外保全に係る本市の考え方としては、日本全体の生息域内・外の遺伝的多様性の維持への貢献のため、IPPM-OWSをはじめとする関係機関との調整のもと進めることとする。

6. 普及啓発

コウノトリの生息域外保全事業の推進と併せて、コウノトリも生息できる自然環境づくりに関する普及啓発を行い、様々な手段を用いて発信していくことにより、担い手となる市民意識の醸成を図り、自然環境づくりや自然環境づくりを持続していくための地域振興のさらなる推進につなげる。さらに、近隣自治体等と連携し、広域的な普及啓発を行っていく。

7. 科学的知見の集積

生息域外保全の実施を通じて、コウノトリの生態・生理・行動に係る知見を集積し、IPPM-OWSを通じ、他の施設・機関との情報共有を図り、種の生息域外保全へ寄与する。また、得られた成果を学習・教育へ活用していく。

8. 実施行程

生息域外保全に向けた取組の進捗状況、他施設との連携・協働・調整の状況、その他、必要性に応じて計画の見直しを柔軟に行いながら、目標の実現に向けた取組を推進する。

		平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	令和2（2020）年度
実施内容	飼育・繁殖	専門家との検討（有識者会議） 施設内容等の検討（設計業務）	実施計画の策定	申請手続き許可 体制づくり 研修等実施 施設建設工事 → 施設完成
	生息環境づくり	農地を中心とした自然環境づくりの推進	採餌環境ポテンシャルの把握	
	普及・啓発	コウノトリの里づくりの市民への継続的な啓発	市民協働での自然環境づくり・生きもの調査の実施	

		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度以降
実施内容	飼育・繁殖	申請手続き許可 → 飼育・繁殖 体制づくり 研修等実施		
	生息環境づくり	農地を中心とした自然環境づくりの推進 放鳥へ向けた採餌環境の通年調査 湿地の再生等による自然環境づくりの推進 人口巣塔の設置		市民協働によるモニタリング調査の継続実施
	普及・啓発	コウノトリの里づくりの市民への継続的な啓発 飼育開始記念イベントの実施	施設を拠点とした環境学習の実施	